

## 第6節 争いの裁定者

## 1 遺産の帰属性の争い

遺産の帰属性の争いとは、ある財産が遺産かどうかを巡る争いのことを言います。

例えば、被相続人が開設し自らが管理していた妻や子や孫名義の預貯金や、これも妻や子や孫の名義にしていた、被相続人が起こした株式会社の株式などが、実務では、被相続人の遺産であるのか、名義人固有の財産であるのか争われることがあります。このような争いをいいます。

遺産かどうかについて、争いが生じ、家庭裁判所では判断がつかないという場合は、遺産分割の調停も審判も停止せざるをえません。

その裁定者は、地方裁判所です。

すなわち、最高裁平成元年3月28日判決は、

遺産確認の訴えは、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであり、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象である財産であることを既判力をもって確定し、これに続く遺産分割審判の手續及び右審判の確定後において、当該財産の遺産帰属性を争うことを許さないとすることによって共同相続人間の紛争の解決に資することができるのであって、この点に右訴えの適法性を肯定する実質的根拠があるのであるから、右訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要するいわゆる固有必要的共同訴訟と解するのが相当である。

と判示しているからです。

実務では、長年にわたり遺産分割の調停を進めながら、遺産かどうかについての争いで相続人間の合意が得られなかったことから、遺産確認訴訟が起こされ、これに更に数年を要し、結果的に遺産分割ができたのが、相続開始後10年以上も経ってからという例もあります。

遺産の帰属性の争いは、話し合いで解決できないと思えば、早い段階で訴訟を起こすという決断が求められるところです。

実務では、実らぬ話し合いに時間をかけすぎ、遺産分割が遅れるということが多々発生しているのです。

## 2 ①特別受益，②寄与分に関する紛争

最高裁平成12年2月24日判決は、

民法903条1項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分又は指定相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額をもって右共同相続人の相続分（以下「具体的相続分」という。）とする旨を規定している。具体的相続分は、このように遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであるが、それ自体を実体法上の権利関係であるということとはできず、遺産分割審判事件における遺産の分割や遺留分減殺請求に関する訴訟事件における遺留分の確定等のための前提問題として審理判断される事項であり、右のような事件を離れて、これのみを別個独立に判決によって確認することが紛争の直接かつ抜本的解決のため適切かつ必要であるということとはできない。したがって、共同相続人間において具体的相続分についてその価額又は割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法であると解すべきである。」

と判示し、具体的相続分算定過程における特別受益の有無や持戻しの可否については、審判で判断すべきものとしています。

なお、同じ具体的相続分算定過程で判断される寄与分については、民法904条の2第2項で「前項の協議（著者注：寄与分の協議のこと）が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。」と規定していますので、家庭裁判所が定めることになっています。

ですから、具体的相続分の算定は、家庭裁判所の専権事項になりますので、その分、遺産分割の審判は迅速性が確保されているといえます。